

巻上げ機(ウインチ)の運転業務に係る特別教育

事業者は、安全衛生法(第59条第3項)労働安全衛生規則(第36条第11項)の規定により、巻上げ機の運転に労働者を就かせるときは特別教育を修了した者でなければ従事できないことになっております。

つきましては、この資格取得に必要な特別教育を下記により開催いたしますので、多数受講されますようご案内いたします。

- 日時 令和4年1月26日(水)～27日(木)
学科 26日 9:00～17:00(受付8:30～ オリエンテーション8:50～)
実技 27日 9:00～12:00(受付8:30～)
- 会場 学科 (公財)岩手労働基準協会宮古支部(宮古市小山田 2-9-5)
実技 (公財)岩手労働基準協会宮古支部
- 受講料 会員 13,820円(消費税10%込)(受講料12,650円+テキスト代1,170円)
非会員 17,010円(消費税10%込)(受講料15,840円+テキスト代1,170円)
- 定員 20名
- 申込締切 令和4年1月12日(水)但し、定員になり次第締め切ります。
締切日までに受講料のお支払いがない場合は申込が取消しされることがありますのでご注意ください。*申込者数が少ない時は開催を中止する場合があります。
- 申込方法 裏面の申込書に受講料(テキスト代含)を添えてお申込みください。(FAX可)
銀行振込の場合は下記口座へお振込みください。
*振込手数料はご負担願います。

岩手銀行宮古中央支店(普)0049490(公財)岩手労働基準協会宮古支部

- 申込先 (公財)岩手労働基準協会宮古支部 電話 0193-62-4906 FAX 0193-62-4906
〒027-0038 宮古市小山田 2-9-5

- キャンセルの取扱 締切日以降の受講の取消し又は欠席には受講料をお返しできません。

- カリキュラム

1日目 学科	2日目 実技(受講者が20名超えた場合②も実施)
9:00-12:05 巻上げ機に関する知識	① 9:00-12:00 巻上げ機の運転
12:50-14:55 巻上げ機の運転に必要な一般的知識	
15:00-16:00 荷掛け及び合図(実技)	
16:05-17:05 関係法令	

- その他 ①所定の時間修了した方に修了証を、事業場には修了証明書を交付します。
②実技当日は作業衣、ヘルメット、皮手袋、安全靴を準備してください。
③集合時間は厳守してください。遅刻、早退、欠席の場合は受講修了と認められませんのでご注意ください。
④当協会では、受講者を対象とした「講習等災害補償保険」に加入しております

巻上げ機(ウインチ)の運転業務に係る特別教育講習申込書

実施日 令和4年1月26日(水)～ 27日(木)

NO _____

ふりがな			生年月日	昭和	平成	
氏名 (略字使用不可)				年	月	日
現住所	〒 連絡先電話番号(必ずご記入ください) [_____] 緊急用 携帯電話 [_____]					
勤務先	所在地	〒				
	事業所名					
	電話番号					
	申込ご担当者氏名	所属	[_____]		氏名	[_____]
岩手労働基準協会会員の有無 (該当する方を○で囲んで下さい)		会員	非会員	受講料振込予定日 _____ 月 _____ 日 (振込の場合はご記入ください)		

*個人申込者は勤務先・会員の有無欄に記入の必要はありません

標記講習会に受講料を添えて申し込みます。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

受講者名 (本人自署) _____

公益財団法人岩手労働基準協会長 殿

注) ご記入の際は黒のボールペン等を使用し、正しく、はっきりとご記入下さい

申込書に記入された個人情報に係る事項は、本講習の事務処理に関する以外には使用いたしません